大阪府国公立高等学校等授業料支援金支給に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大阪府国公立高等学校等授業料支援金支給規則（令和六年三月二十二日付け大阪府教育委員会規則第五号。以下「規則」という。）の規定に基づく授業料支援金の支給について必要な事項を定めるものとする。

（支給の対象）

第２条　規則第二条第一項に規定する「教育長が別に定める都道府県」とは、大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。

２　規則第四条第三項に規定する「教育長が特に必要があると認める者」とは、基準日において次のいずれかに該当する生徒をいう。

一　募集要件で大阪府民の入学が認められている前項の高等学校等に在学しており、大阪府内の自宅又は在学する高等学校等が所在する府県内の寮、寄宿舎及び下宿先等から通学している生徒。

二　前号以外の前項の高等学校等に在学しており、当該高等学校等の所在する府県の教育委員会若しくは学校長（以下「学校設置者等」という。）より正式に入学を認められている生徒。

三　保護者等二名のうち一方の保護者等が大阪府外に在住しているが、大阪府内に在住する保護者等に扶養されている生徒。

四　大阪府外に在住する保護者等に扶養されており、当該保護者が府外に在住している理由がやむを得ないものであると認められる生徒。

五　その他、保護者等が大阪府外に在住しているが、 世帯の生活の拠点が大阪府内にあると認められる生徒。

（申請に必要な書類）

第３条　規則第五条に規定する「教育長が別に定める書類」とは、次の各号に掲げる書類をいう。

一　授業料支援金受給申請書（様式第１号その１。

ただし、生徒が大阪府外の公立高等学校に在学の場合は、様式第１号その２）

二　規則第三条第一号のロ及びハに該当することを証する書類（様式第２号）

三　その他、教育長が必要と認める書類

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度の事業から適用する。

附　則

この規則は、令和６年６月３日から施行し、令和６年度の事業から適用する。